

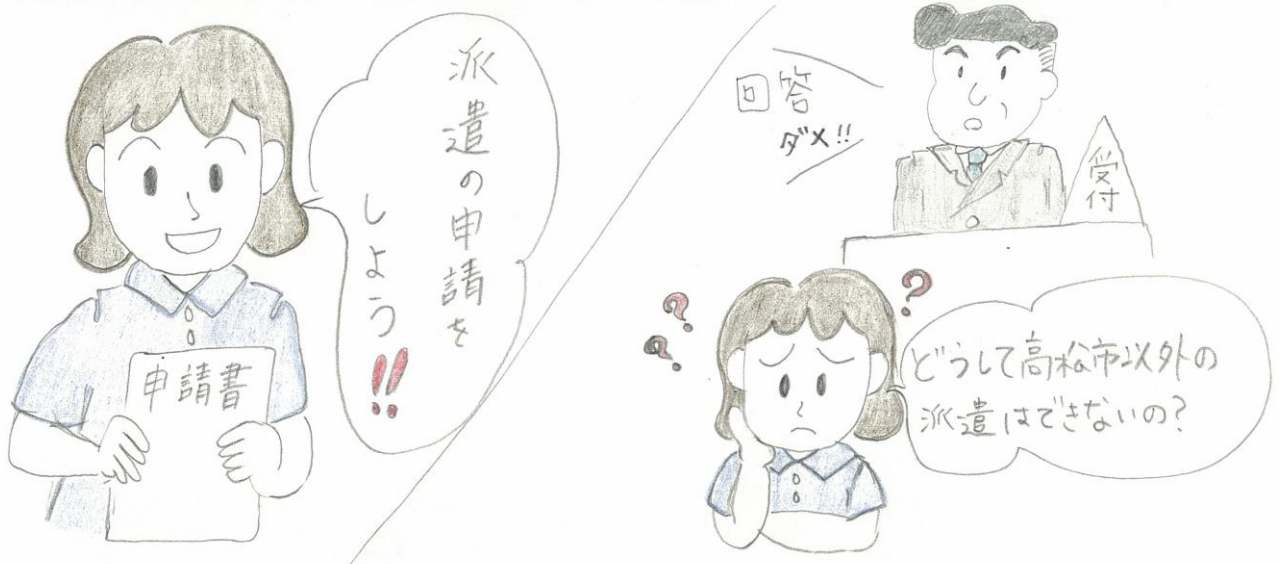
# 香川県ろうあ新聞

No.309



ホームページ <http://www.chosyocenter.com/roua/index.html>  
発行所 社団法人香川県ろうあ協会 〒761-8074 香川県高松市太田上町 405-1  
発行責任者：近藤 龍治 編集責任者：太田 裕之 2009年6月5日発行  
TEL 087-868-9200 FAX 087-868-9201 Eメール [roua@chosyocenter.com](mailto:roua@chosyocenter.com)  
年間購読料 1,200 円【1部100円】（郵送料共税込み 会員は会費の中に含まれる）

## 怒れ！ 高松市民



高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱により高松市在住の聴覚障害者特に手話をコミュニケーション手段としている私たちろうあ者は、手話奉仕員派遣に関して多くの制限が設けられており健全な日常生活や社会参加活動に支障をきたしております。

4月下旬に高松市在住の方が、派遣申請を行いました。しかし、派遣先が高松市外であるという理由で却下されました。

5月7日付で高松市長宛に不服申立書を提出しました。

そこで当協会では、今号より数回にわたり高松市手話奉仕員派遣事業について、特集記事を掲載して皆さんと一緒に派遣事業について考えてみたいと思います。

今回高松市長に対しておこなった不服申立書は、以下のとおりです。今後も同様なケースが起こった場合は、今回同様申請者から不服申立を行いますので、手話通訳派遣申請 FAXや回答 FAXは必ず保管して事務局までご相談下さい。

## 高松市手話奉仕員派遣事業不服申立書

平成 2 1 年 5 月 7 日

高松市長 大西 秀人 様

不服申立人 住 所 高松市〇〇〇町〇〇〇

(所在地)

氏 名 〇〇 〇〇

⑩

(年齢) 〇〇歳

FAX 番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

わたしが行った手話奉仕員派遣申請に対する決定に対して、下記のとおり不服の申立てをします。

## 記

## (1) 件 名 (内容)

平成 2 1 年 4 月 2 1 日付にて申請した高松市手話奉仕員派遣申請に対する不承認処分を取り消し、高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱第 5 条の改正を求める。

## (2) 通知を受けた年月日

平成 2 1 年 4 月 2 1 日付高松市身体障害者協会からの決定通知

## (3) 処分の内容

高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱第 5 条により、高松市外への派遣は認められない。

## (4) 不服の内容

不服申立てにかかる処分は、聴覚障害者の健全な社会生活を営むことを阻害するものであり不当である。

今回の派遣申請は、通常聞こえる者が行っている社会生活となんら変わることなく行っている行為であるにも拘わらず派遣場所が高松市外であるという理由のみで派遣が受けられないのは、聴覚障害者の社会参加を著しく阻害制限しており「憲法第 1 3 条〔個人の尊重〕 全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。」基本的人権を侵害するものであること。

また、障害者自立支援法第 1 条「障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立し他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

」及び第 2 条 3 項「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。」これら法律の趣旨にも反するものと思われ聴覚障害者の聞く権利を侵害していると言わざるを得ない。

高松市障害福祉課の説明では、高松市外で手話通訳が必要な場合は、当該市へ通訳依頼をして通訳料を自己負担すれば良いとの説明であるが、当該市へ派遣依頼をしても当該市民でない聴覚障害者は受け付けてもらえないことは明らかであり、聴覚障害者自身にそれを求めるのはあまりにも酷い対応と言わざるを得ない。

高松市民である聴覚障害者は、何故高松市内でなければ通訳を受けることができないのでしょうか。聴覚障害者は、自身が高松市以外に外出することも家族が高松市外で進学・就労などで通訳が必要になっても何らサービスを受けられず、正当な権利を侵害されていると思われる。

意思疎通は、人間が人間として生きるために最も大切な行為である。その重要な行為に様々な障壁を設けている高松市地域生活支援事業(手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業)実施要綱は、聴覚障害者の人権を侵害するだけでなく聴覚障害の特性を考慮していないと思われる。

高松市民である聴覚障害者が安心して手話奉仕員派遣事業のサービスが受けられるように改善されまことを強く望んでおります。

## 高松市からは不服申立について回答なし！

不服申立を行った本人には、未だに（5月25日現在）回答もありません。利用者である一市民の声は、無視するつもりなののでしょうか？

クレームを出しても捻り潰されるのでは、市民サービスの向上に繋がるはずもありません。こんな高松市行政の対応が許されて良いのでしょうか？

高松市民は、もっと怒れ！

## 泣き寝入りはもう止めよう！

障害者自立支援法施行後、通訳者の都合で派遣日の変更を余儀なくされたり、要綱に該当しないと断られた高松市在住のろうあ者は、今まで言う術も訴える術もなく断られ泣き寝入りをしてきました。

泣き寝入りはもう止めて不満を持つ一人一人の声をきちんと行政に返していきましょう。

当協会では、聴覚障害者の人権を擁護するために会員皆様の支援を行います。不満があってもきちんと伝えられない。どうしたらいいのか分からない。そんな時は、当協会事務局にご相談下さい。改善に向けてみなさんの支援に取り組みます。

5月24日理事会を開催して以下の取り組みを行うことを決定しました。

- ①派遣申請却下の場合には、その都度不服申立を行う。
- ②ろうあ新聞掲載による会員や社会に対して理解を広げる。
- ③署名運動を行い高松市長に改善要望を行う。

次号では、聴覚障害者団体等が主催する行事への手話通訳派遣が認められていない状況について、当協会が改善を求めている事項などの解説を行います。会員・読者の皆様方からのご質問やご意見を事務局（FAX 087-868-9201）までお寄せ下さい。